

最高裁秘書第3613号

令和7年11月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判官及び裁判所職員が閲覧できる最高裁判所裁判官会議の議事録の場合、人事に関する情報は省略している理由が書いてある文書

(2) 苦情の申出がされた日

1月24日付け（同月27日受付）

2 答申番号

令和7年度（最情）答申第38号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）